

福岡商工会議所 ご入会の手続きについて

この度は福岡商工会議所のご入会をご検討いただきまして、誠にありがとうございます。

ご入会に際してのご留意事項等がございますので、下記をご確認いただいたうえで、入会をご希望の方は入会申込書にご記入およびご郵送による返信をお願い申し上げます。

▽年会費につきましては、入会申込書を確認した後、当所より請求書を発行いたしますので、銀行振込でお支払いいただくことにより正式入会となります。

▽年会費についてのご注意(ここだけは必ずお読み下さい)

①福岡商工会議所は4月～翌年3月を1年度とし、年会費の月割りはできませんので、年度途中(特に年度末間近)でのご入会をご検討の際はご注意ください。

※どの月で入会しても、年会費は固定かつ3月までを入会1年目とさせていただきます。

②一定の条件を満たす事業所様は「特定商工業者」に該当し、当所年会費とは別に負担金がございますので、予めご了承下さい(詳細はP4～5の「特定商工業者制度について」をご参照下さい)。

③福岡商工会議所の年会費および特定商工業者としての負担金の返金はできませんので、予めご了承下さい。

【ご入会とセミナー受講までの流れ】

<1> このPDFの6ページ目「会員入会申込書」をプリントアウトして、記入例に基づき必要事項をご記入ください

※年会費・負担金の額はメールにてお知らせしています(年会費等の条件により変わります)

<2> 記入した入会申込書の**原本**を福岡商工会議所宛に**ご郵送**ください

※郵送料金はご負担ください

※記入した入会申込書のメール送信ではお受けできません。お手数ですが、ご郵送をお願いいたします

【郵送先】〒812-8505 福岡市博多区博多駅前 2-9-28
福岡商工会議所 中小企業振興グループ 行

<3> 初年度年会費の請求書をメールにて送付いたしますので、セミナー開催日の1週間前までにお振込みください

<4> 期日までの入金を当方にて確認後、セミナーご案内メールを送信いたします

福岡商工会議所 会員入会のご案内

福岡商工会議所は、地域を代表する総合経済団体として、地域商工業の発展、地域社会の基盤整備等を促進するとともに、会員事業所の経営改善、従業員の福祉向上に役立つような幅広いサービスの提供を行っております。この機会に是非ともご入会いただき、商工会議所活動にご参画を賜りますようお願い申し上げます。

1. 入会資格

- 福岡市内に営業所・事務所・工場その他の事業所を有し、営業を行っている商工業者
- 福岡市内で事業活動を行う個人(医師、弁護士、公認会計士、税理士等)
- 福岡市内で事業活動を行う団体(協同組合、経済関係団体、病院、学校等)
- ※なお、福岡市内で営業されていない商工業者の方や、商工業者でない一般個人で本商工会議所の趣旨に賛同いただける方などは、「特別会員」(部会の所属と本商工会議所議員の選挙・選任に関する資格がありません)としてご入会いただけます。
- ※暴力団等反社会的勢力に該当する場合は入会できません。

2. 会員の種別と年会費

会員の種別		年会費	
個人(個人の商工業者)		16級	9,000円以上
法人 (株式会社、その他 法人格のある商工業者)	I. 地区内に本社がある場合	15級	15,000円以上 ※但し、下記「基準会費表」に準ずる
	II. 地区外に本社を有する出先機関(営業所、支店等)	15級	15,000円以上 ※但し、出先資本金算出の上、下記「基準会費表」に準ずる 出先資本金=本社資本金× $\frac{\text{福岡地区従業員数}}{\text{全社従業員数}}$ (例) 本社資本金1億円、全社従業員100名、福岡事業所従業員10名の出先機関の場合 出先資本金=1億円× $\frac{10}{100}$ =1,000万円→年会費15,000円(15級)
団体(協同組合、経済関係団体、病院、学校等)		出資金・構成人員数・年間予算額等による	
特別 (地区外の商工業者、 入会資格に該当しないが、 本所の趣旨に賛同する者)	I. 個人	16級	9,000円以上
	II. 法人	15級	15,000円以上 ※但し、下記「基準会費表」に準ずる

※特段のお申し出がない限り、会員加入は次年度へ自動継続されます。

3. 基準会費表

資本金(払込済出資総額)			最低負担基準会費	級数	資本金(払込済出資総額)			最低負担基準会費	級数
個人			9,000円以上	16級	個人			7,000万円超	8級
法人 ・ 団体	1,000万円以下	15,000円以上	15級	法人 ・ 団体	10,000万円超	160,000円以上	7級		
	1,000万円超	21,000円以上	14級		20,000万円超	200,000円以上	6級		
	2,000万円超	27,000円以上	13級		30,000万円超	300,000円以上	5級		
	3,000万円超	33,000円以上	12級		50,000万円超	500,000円以上	4級		
	4,000万円超	45,000円以上	11級		100,000万円超	700,000円以上	3級		
	5,000万円超	60,000円以上	10級		150,000万円超	1,000,000円以上	2級		
6,000万円超	90,000円以上	9級	200,000万円超	1,500,000円以上	1級				

※法人・団体は15級以上 ※年会費は4月から翌年3月まで

4. 部会

ご入会後は業種に応じて、いずれかの部会に所属していただきます。(特別会員は部会への所属ができません)

食料・水産 工業 卸売商業 理財
建設 エネルギー 小売商業 情報・文化・サービス
繊維ファッション 運輸・港湾・貿易 観光・飲食

5. 特定商工業者制度について

商工会議所は、地区内の商工業の状況を把握し、総合的な改善発達を図るため、商工会議所法に基づき、一定規模以上の商工業者である「特定商工業者」の方々の事業概要を登録した「商工業者法定台帳」の作成、管理および運用をしています。

また、その経費に充当するため、同法に基づき、福岡商工会議所では特定商工業者に該当される方々に負担金(年額4,000円)の納入をお願いしています。特定商工業者の該当基準につきましては、下記の該当のフローチャートをご参照ください。

○会費・負担金は経理上損金(所得税基準通達37-9、及び、法人税基本通達9-7-15の3)として処理できます。

○会費・負担金は消費税法基本通達5-5等の定めにより、消費税の課税対象となりません。

特定商工業者該当フローチャート

※入会申込書に記入のない場合は、当所で判断の上、ご登録いたします。

毎年4月1日現在において、福岡市内に本支店、営業所、出張所、事務所、工場などを設立してから6ヶ月以上経過している商工業者が対象です。



福岡商工会議所 定 款（抜粋）

第1章 総 則

（目的）

第1条 本商工会議所は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国経済の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 本商工会議所は、福岡商工会議所と称する。

（人格）

第3条 本商工会議所は、商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づく法人である。

第2章 会 員

（会員の資格）

第10条 本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。

- (1) 本商工会議所の地区内で事業活動を行なう次に掲げる団体
 - ① 協 同 組 合
 - ② 信 用 金 庫
 - ③ 労 働 金 庫
 - ④ 公 社
 - ⑤ 経 済 関 係 団 体
 - ⑥ 医 療 法 人
 - ⑦ 社 会 福 祉 法 人
 - ⑧ 弁 護 士 法 人
 - ⑨ 監 査 法 人
 - ⑩ 税 理 士 法 人
 - ⑪ 特 許 業 務 法 人
 - ⑫ 産学連携、商工会議所事業等に関わる学校法人
 - ⑬ 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人
 - ⑭ 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人
 - ⑮ 地域経済の振興等に資する中間法人
 - (2) 本商工会議所の地区内で自己の名をもって事業活動を行う次に掲げる個人
 - ① 医 師
 - ② 歯 科 医 師
 - ③ 助 産 師
 - ④ 弁 護 士
 - ⑤ 公 認 会 計 士
 - ⑥ 司 法 書 士
 - ⑦ 税 理 士
 - ⑧ 行 政 書 士
 - ⑨ 弁 理 士
 - (3) 本商工会議所の地区内に引き続き6月に満たない期間営業所等を有する商工業者
- 2 この定款において、「商工業者」とは、次の者をいう。
- (1) 自己の名をもって商行為をすることを業とする者
 - (2) 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者
 - (3) 鉱業を営む者
 - (4) 取引所
 - (5) 会社
 - (6) 相互会社
- 3 次の各号の一に該当する者は、会員となることができない。
- (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (4) 反社会的勢力（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定

める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。）

（加入）

第11条 会員となることを希望するものは、議員総会の議決を経て別に定める加入手続により、加入の申込みをしなければならない。

- 2 前項の加入の諾否は、常議員会において決定する。
- 3 常議員会は、前項の諾否を決定するときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を附してはならない。
- 4 第2項の規定により常議員会の諾否を得たものは、所定の加入金及び会費を納めたときに、本商工会議所の会員となる。

（会費及び加入金）

第17条 会員は、毎年所定の納期までに所定の会費を納入しなければならない。

- 2 加入金及び会費の金額並びにその払込みの方法は、議員総会の議決を経て、別に定める。

（過怠金）

第18条 本商工会議所は、会費の納入その他本商工会議所に対する義務を怠った会員に対して、常議員会の議決を経て、過怠金を課することができる。

- 2 前項の過怠金の金額その他必要な事項は、議員総会の議決を経て、別に定める。

（脱退）

第20条 会員は、60日前までに予告し、事業年度の終りにおいて本商工会議所を脱退することができる。

- 2 会員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名

（特別会員）

第22条 会員たるの資格を有しないものであって、本商工会議所の趣旨に賛同するものは、本商工会議所の特別会員となることができる。

第10章 会 計

（会費及び負担金）

第72条 会費及び負担金は、毎事業年度所定の納期に徴収する。

- 2 納入期日を経過した会費及び負担金は、如何なる事由がある場合においてもその徴収を免除しない。
- 3 既納の会費、加入金及び負担金は、如何なる事由がある場合においても返戻しない。

特定 商工業者 制度について

特定商工業者制度は商工会議所法で定められている制度です。商工会議所は、商工会議所法に基づき、ある一定規模以上の企業(**特定商工業者**)の実態を正確に把握するために**法定台帳**を整備し、商工業振興のための要望や施策の検討に役立てています。また、特定商工業者の皆様からは、法定台帳整備に係る経費として**負担金**を納入いただいております。

Q 『特定商工業者』とは？

A 商工会議所法(第7条)で定められた一定規模以上の商工業者の方です。毎年4月1日現在において、福岡商工会議所の地区内に本・支店、営業所、出張所、事務所、工場などを設立してから6ヶ月以上経過している商工業者が対象です。

法人ですか？ 個人ですか？

↓法人

↓個人

資本金額または払込
出資総額が300万円以上ですか？

No

従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以上ですか？
※正社員のほか、嘱託・パート・アルバイトなど常時雇用者を含む

↓Yes

↓Yes

↓No

特定商工業者に該当します。

特定商工業者に該当しません。

Q 『法定台帳』とは？

A 地区内商工業の実態を把握し、商工業の総合的な改善・発展のための基礎資料として、商工会議所法(第10条)により作成が定められた事業所データベースです。特定商工業者は法律上の義務として、毎年1回、法定台帳をご提出いただくことになっております。

Q 『負担金』とは？

A 特定商工業者の皆様には、法定台帳を作成・管理するための経費として年間4,000円の負担金が課せられます。負担金は商工会議所法(第12条)に基づき、特定商工業者の過半数の同意を得たうえ、経済産業大臣の許可(福岡市の場合は福岡市長に許可を移譲)を受けてご請求(請求時期:9月頃)させていただきます。
※負担金は税金とは異なり、不払いによる罰則規定、不利益は一切ありません。
※負担金は税務上、公租公課費目として損金処理ができます。
※負担金は消費税の課税対象になりません。
(令和6年3月31日現在)

Q 商工会議所会員と 特定商工業者の違いは？

A 特定商工業者と商工会議所会員は異なります。商工会議所会員へのご入会は企業規模に関係なく任意でご加入いただけますが、特定商工業者は、会員・非会員に関わらず、登録が法律で義務付けられています。

特定商工業者

- 法律上の義務
- 負担金のみ
- 年額:4,000円(一律)

- 当所会報誌の講読(1月号と4月号のみ発送)
- 会議所サービスの一部利用
- 当所議員選挙権(1個)

両方に
該当される事業所
会員
+
負担金

福岡商工会議所会員

- 任意加入
- 会費のみ

当所が提供する経営・ビジネスに役立つ各種サービスを全てご利用いただけます。

Q 特定商工業者の登録は抹消できますか？

A 廃業・倒産・閉鎖・地区外移転等の理由以外では抹消できません。商工会議所法(第10条・第11条)により、一定規模以上の商工業者は特定商工業者の登録が義務づけられており、商工会議所も同法によって運営・管理するよう義務づけられているため登録の抹消はできません。ただし、法的解釈では、地区内(福岡市内)から事務所が消滅(廃業・倒産・閉鎖・地区外移転等)した場合は、登録抹消の対象となります。

Q 登録すると何か メリットはありますか？

A 商工会議所法に基づく制度ですので、直接的メリットはありませんが、当所が提供するサービスの一部を使用することができます。

特定商工業者制度に関するお問い合わせ先

福岡商工会議所 会員サービス部
会員組織・共済グループ

TEL.092-441-1114
FAX.092-411-1600

〒812-8505
福岡市博多区博多駅前2-9-28



特定商工業者が 利用できる会議所 サービス

会報誌の講読

福岡経済の動向や、経営・ビジネスに役立つ情報が掲載された福岡商工会議所会報誌『会議所ニュース』を年2回（1月号と4月号）をお届けします。

貸会議室の利用

商工会議所ビルの貸会議室を一般料金よりお安くご利用いただけます。

議員選挙権

3年に一度行われる福岡商工会議所1号議員選挙の選挙権(1個)を取得できます。

生活習慣病健診

福岡商工会議所が行っている一部生活習慣病健診を優待価格でご利用いただけます。

詳しくは福岡商工会議所HP (<https://www.fukunet.or.jp>)をご覧ください。

「商工会議所法」抜粋(法定台帳及び負担金に関する条文)

法律第143号 昭和28年8月1日公布

《定義》

第七条

- 2 この章において、「特定商工業者」とは、商工会議所の地区内において、第二十六条の場合においては創立總會終了の日、その他の場合においてはその商工会議所の毎事業年度開始の日（以下この項において「基準日」という。）まで六月以上引き続き営業所、事務所、工場又は事業場（以下この条において「営業所等」という。）を有する商工業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 1 基準日におけるその商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、当該人数以上の人数を定め、かつ、公告した場合にあつては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した人数以上）である者
 - 2 基準日における資本金額又は払込済出資総額が三百万円以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、三百万円以上の金額を定め、かつ、公告した場合にあつては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した金額以上）である者

《法定台帳の作成》

第十条

商工会議所は、成立の日から一年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳（以下「法定台帳」という。）を作成しなければならない。

- 5 商工会議所は、毎事業年度開始の日から六箇月以内に、第一項の規定により作成した法定台帳を、その事業年度における法定台帳とするために、訂正しなければならない。
- 6 商工会議所は、第一項又は前項の規定により、法定台帳を作成し、又は訂正した後、法定台帳に登録された事項に変更の生じたことを知ったときは、遅滞なく、これを訂正しなければならない。
- 7 特定商工業者は、第一項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。
- 8 特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

《法定台帳の運用及び管理》

第十一条

商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。

- 2 商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用してはならない。

《負担金》

第十二条

商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。

- 2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。

《問合せ等》

第十三条

商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、その地区内の商工業者に対し文書又は口頭による問い合わせを行い、又は資料の提出を求めることができる。

- 2 商工会議所が前項の問合せを行い、又は資料の提出を求めたときは、その商工会議所の地区内の商工業者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(令和6年3月31日現在)

会員入会申込書

<翌年度からの口座振替依頼について>
以下4行を希望する
 1:福岡銀行 2:西日本シティ銀行
 3:福岡中央銀行 4:福岡信用金庫
上記以外を希望する
希望しない(請求書払いを希望)

福岡商工会議所 会頭殿

7

令和 年 月 日

- ・福岡商工会議所の趣旨に賛同し、当所定款を理解の上、令和 7 年度より貴商工会議所に入会いたしたく申し込みます。
- ・現在又は将来にわたって暴力団等反社会的勢力に該当しないことを宣誓します。
- ・商工会議所法(第12条)により特定商工業者に該当する場合は、入会年度から3年間特定商工業者法定台帳負担金(年額4,000円)を負担することに同意します。

事業所名	フリガナ			社印(代表者印)	
代表者	役職 (10字以内)	フリガナ	姓	名	
生年月日	年 月 日				
所在地	〒 TEL () - FAX () -				
URL	E-mail				
本社所在地 (出先機関のみ記入)	〒	TEL			
郵送物送付先 (所在地以外へ郵送物) 送付ご希望の方	〒	TEL			
会社区分	1: 法人 2: 団体 3: 個人	創業年月	本社	年 月	当該事業所 年 月
組織分類	1: 本社 2: 出先(支社・店舗等)	従業員数	※常用雇用または1ヶ月を超えて勤務する人数(事業主・有給役員・臨時雇用等含む)		
営業内容 (20字以内)	1. 2.				
本社資本金	万円	本社以外	地区外に本社を有する出先機関 (営業所、支店等)	×	福岡地区従業員 級 円
特定商工業者登録	商工会議所法(第7条)で定められた特定商工業者に (会員入会のご案内のフローチャートをご確認ください)		<input type="checkbox"/> 該当いたします <input type="checkbox"/> 該当いたしません		
紹介者	(事業所名) (氏名)	福岡商工会議所 事務局担当者 中小企業振興グループ (氏名)			

* 企業・団体情報の公開について

※ 該当する番号を○でお囲みください。無記入の場合はいずれも「1. 掲載希望」として取り扱いますのでご了承ください。

- **ザ・ビジネスモール(<https://www.b-mall.ne.jp>)への企業・団体情報の掲載**
 会社名(団体名)、所在地、従業員数、URL、資本金額、創業年、主な事業内容が掲載されます。
 1. 掲載希望 2. 掲載拒否
- **会議所ニュースへの掲載**
 1. 掲載希望(事業所名、営業内容のみ) 2. 掲載拒否
 3. 掲載希望(企業PR、事業所名、所在地、電話番号、営業内容)
※全項目を掲載します(項目の選択はできません)

会議所ニュースでの企業PR文
 ([3. 掲載希望]の場合のみ) ⇒ (30字以内でご記入ください。)

(会議所使用欄)

会員番号	部会	入力担当者	確認者
受付日・請求書発送日	入金確認日		

入会申込書の記入を通じて得た特定個人情報を含む個人情報は、適切に保護することが社会的責務と認識し、各種法令等に基づき個人情報の保護に努めます。詳しい個人情報保護方針は当所ホームページ (<http://www.fukunet.or.jp/>) をご確認ください。
 ご記入いただいた情報は、本商工会議所の管理資料とし、商工会議所の各種事業のご案内や情報提供のほか、商取引の促進を目的とする各種事業に利用いたします。[商工会議所の事業については、福岡商工会議所ホームページ(<https://www.fukunet.or.jp/>)をご覧ください。]

記入例

【重要】
 ・本申込書を記入する際は、必ず「ペンまたはボールペン」をご利用ください
 ※「消えるボールペン」は使わないでください

入会翌年度以降の会費の収納方法について
 該当するものに✓してください

会員入会申込書

<次年度からの口座振替依頼について>
以下4行を希望する
 1:福岡銀行 2:西日本シティ銀行
 3:福岡中央銀行 4:福岡信用金庫
上記以外を希望する
希望しない(請求書払いを希望)

福岡商工会議所 会頭 殿

令和 〇 年 〇 月 〇 日

・福岡商工会議所の趣旨に賛同し、当所定款を理解の上、令和 〇 年度より貴商工会議所に入会いたしたく申し込みます。
 ・現在又は将来にわたって暴力団等反社会的勢力に該当しないことを宣誓します。
 ・商工会議所法(第12条)により特定商工業者に該当する場合は、入会年度から3年間特定商工業者法定台帳負担金(年額4,000円)を負担することに同意します。

事業所名	フリガナ エフシーアイ 株式会社FCCI	社印(代表者印)	
代表者	役職 (10字以内) フリガナ 姓 名 代表取締役社長 福岡 太郎	法人...社印 個人...代表者印 (シャチハタ不可) を押印ください	
生年月日	昭和59年 10月 1日		
所在地	〒812-8505 福岡県福岡市博多区博多駅前2-9-28 福商ビル6階 TEL(092) 441-1114 FAX(092) 411-1600		住所はビル名・階数・部屋番号までご記入ください
URL	https://fukunet.or.jp	E-mail	fkkaiin@fukunet.or.jp
本社所在地	〒 出先機関(支店・店舗等)でご入会の場合は、本社所在地をご記入ください TEL		
郵便物送付先	〒812-8505 福岡県福岡市博多区博多駅前2-9-28 宛名をご記入ください(福岡 太郎)		当該事業所(支店・店舗等)を開設した日をご記入ください

会社区分	<input checked="" type="radio"/> 法人 2: 団体 3: 個人	創業年月	本社 2010年4月 当該事業所 年月
組織分類	<input checked="" type="radio"/> 本社 2: 出先(支社・店舗等)	従業員数	※常用雇用または1ヶ月を超えて勤務する人数(事業主・有給役員・臨時雇用等含む) 本社 100人 当該事業所 人
営業内容	1. 顧客管理システムの開発 2. ホームページ作成 貴社の営業内容を、主要なものから順に「20文字以内」で事業内容・業種などの詳細がわかるようご記入ください (例: 飲食料点小売業、建築資材卸売業 等)		
本社資本金	2,000万円	地区外に本社を有する出先機関(営業所、支店等)	福岡地区従業員 14級 210,000円
特定商工業者登録	商工会議所法(第7条)で定められた特定商工業者に (会員入会のご案内のフローチャートをご確認ください) <input checked="" type="checkbox"/> 該当いたします <input type="checkbox"/> 該当いたしません 40,000円		
紹介者	(事業所名) 福岡商事 (氏名) 福岡 花子 会員入会のご案内のフローチャートをご確認いただき、必ずいづれかに✓をお願いします ※該当する場合は、入会「翌年度」より特定商工業者法定台帳負担金(年額4,000円)をいただきます		

***企業・団体情報の公開について**
 ※該当する番号を○でお囲みください。無記入の場合はいずれも「1. 掲載希望」として取り扱いますのでご了承ください。

● ザ・ビジネスモール(<https://www.b-mall.ne.jp>)への企業・団体情報の掲載
 会社名(団体名)、所在地、従業員数、URL、資本金額、創業年、主な事業内容が掲載されます。
 1. 掲載希望 2. 掲載拒否

● 会議所ニュースへの掲載
 1. 掲載希望(事業所名、営業内容のみ) 2. 掲載拒否
 3. 掲載希望(企業PR、事業所名、所在地、電話番号、営業内容)
 ※全項目を掲載します(項目の選択はできません)

会議所ニュースでの企業PR文
 (「3. 掲載希望」の場合のみ) ⇒ 販売管理や顧客管理等P.C.を便利に活用
 (30字以内でご記入ください) するお手伝いをします

(会議所使用欄)

会員番号	部会	入力担当者	確認者
受付日・請求書発送日	入金確認日		

入会申込書の記入を通じて得た特定個人情報を含む個人情報は、適切に保護することが社会的責務と認識し、各種法令等に基づき個人情報の保護に努めます。詳しい個人情報保護方針は当所ホームページ(<http://www.fukunet.or.jp>)をご確認ください。
 ご記入いただいた情報は、本商工会議所の管理資料とし、商工会議所の各種事業のご案内や情報提供のほか、商取引の促進を目的とする各種事業に利用いたします。[商工会議所の事業については、福岡商工会議所ホームページ(<https://www.fukunet.or.jp>)をご覧ください。]